

あけまして  
おめでとう  
ございます



# 山本行政ニュース

編集発行人  
行政書士法人

山本事務所

〒104-0061  
東京都中央区銀座1-8-21  
中央ビル5F  
TEL 03(3567)3071  
FAX 03(3567)3078

1月

(睦月) JANUARY

1日・元旦 12日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

## ワンポイント 不服申立制度の見直し

現在、国会で審議中の行政不服審査法の見直しに伴い、国税の不服申立制度も見直される予定です。不服申立期間を税務署等の処分があったことを知った日から3月以内（現行2月以内）に延長、再調査請求（現行の「異議申立」）の決定を経ずに審査請求できる期間を2月（現行3月）に短縮、等の内容となっています。

## 1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
2月2日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出  
2月2日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分）  
1月13日  
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合  
1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告  
（法人税・消費税等）  
2月2日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告  
2月2日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告  
（年3回の場合）  
2月2日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告  
2月2日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出  
2月2日

# ADR＝裁判外紛争処理

とは

## 1 裁判によらない紛争解決手段

当事者間で解決できない企業間紛争を、裁判手続きを利用しないで解決する制度をADRといいます。

ADRの定義については、定説はありませんが、一般的には裁判所の判決などによって白黒をつけないで私人間のトラブルを中立的な第三者が入った手続きで解決することをいいます。

政府の司法制度改革の一連の流れの中で、裁判制度の改革と合わせ、裁判外手続きであるADRの拡充・活性化も検討されています。

## 2 裁判とは違うメリットがある

民事や商事などのトラブルが起こったときには、最終的には裁判所で解決することが国の仕組みとなっていますが、一般的に裁判は手続きが難しい、時間がかかる、費用が高いといわれ、気軽に利用できないとの声が聞かれます。また、紛争の種類、性質、規模によっては、裁判に適さないものもあります。

このようなトラブルに対して、第三者に入ってもらい、裁判によらないで、柔軟に、スピーディーに解決を図るのがADRです。

## 3 ADRの解決手続きは「あっせん」「調停」「仲裁」という手続きが主に利用されています。

あっせん

第三者（あっせん人）が当事者の間に入って、双方の話し合いが円滑に進むように努めます。あっせん人は解決案を示すことはなく、あくまで当事者同士の交渉によって紛争の解決を図ります。

調停

中立的な第三者（調停人）の仲介により、紛争当事者が自立的に紛争を解決する手続きです。調停人が解決案（和解案）を示すのが

例で、両当事者が合意することにより解決を図ります。

仲裁

当事者の合意（仲裁合意）に基づき、中立的第三者（仲裁人）の判断（仲裁判断）に服することで紛争を解決します。仲裁判断は、法律により確定判決と同一の効力が認められていますので、仲裁判断が任意に履行されない場合には、裁判所に執行を求めることができます。

## 4 ADR機関

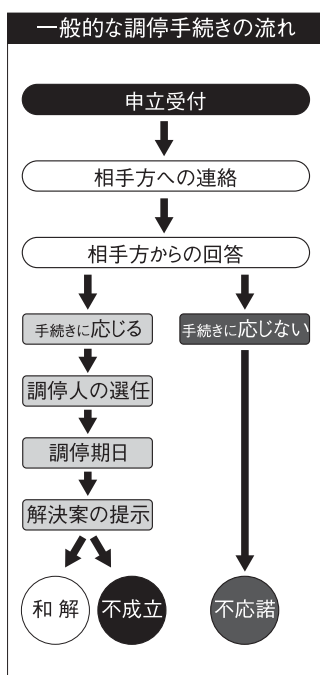
代表的なADR機関として（社）日本商事仲裁協会、日本知的財産仲裁センターや各地の弁護士会仲裁センターがあります。

## 5 裁判に比べて低費用

民間のADRでは、当事者が代理人として弁護士をたてなくともできる手続きで行えるようにしています。弁護士を依頼して裁判を起こした場合に比べ、費用は安くなっています。

## 6 手続きの進め方

裁判の場合、民事訴訟法などによって手続きの詳細は決められています。ADRではどのようにして手続きを進めるかは当事者の合意のもとで自由に決められるのが原則です。



個人消費者と事業者が契約を結ぶ場合、両者の間には情報、知識、交渉力において圧倒的な格差があるのが普通です。

しかし民法は、対等な当事者間における契約の成立を前提としているため、民法の規定によって消費者契約に関するトラブルを解決することは困難です。また、民法の規定の多くは強行規定ではなく任意規定であるため、契約時の特約によって排除することが可能です。

そこで、消費者契約法は、消費者が取り消すことができる契約、無効な条項を定めることによって、消費者を保護するという目的のもとに、平成13年4月より施行されました。以下、取り消すことができる契約について概略を説明します。

### [ 誤認型 ]

**不実告知...事業者が契約の重要事項について客観的事実と異なることを告げ、消費者がそのことを事実であると誤認して契約に至った場合、消費者はその契約を取り消すことができます。**

ここでいう重要事項とは、物品・権利・役務その他の消費者契約の目的となるものの、(1)質・用途・その他の内容、(2)対価その他の取引条件、の二つに限定されています。

事故車ではないといわれて買った自動車が事故車だったという場合には、目的物についての重要事項となるので、取消しができます。また、この「不実告知」は事業者の故意は要件とされ

## 消費者契約法 契約を 取り消すことができる 5つのケース

ていませんので、事故車であったことを事業者が知らなかったとしても、取消しが可能です。

**断定的事実の提供...事業者が消費者契約の目的となるもので将来における変動が不確実な事項について断定的判断の提供がなされ、消費者が提供された断定的判断が確実であると誤認して契約に至った場合、消費者はその契約を取り消すことができます。**

断定的判断とは必ずこうなると決めつけることで、「今買っておけば必ず儲かる」とか「一年後には必ず円になります」などの表現がそれに当たります。

**不利益事実の不告知...事業者が契約の重要事項について、消費者の利益となることを告げ、不利益となる事実について故意に告げなかったことにより、消費者がその不利益となる事実が存在しないと誤認して契約に至った場合、消費者はその契約を取り消すことができます。**

しかし、この場合、事業

者側の故意が要件とされていますので、事業者が故意に告げなかったということ立証することは実はとても難しいものです。

### [ 困惑型 ]

**不退去...事業者に対し、消費者がその住居またはその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を表示したにもかかわらず退去しなかったことにより、消費者が困惑して契約に至った場合、消費者はその契約を取り消すことができます。**

「帰ってください」と言ったのでなくても、「いま取り込み中です」「これから出かかります」というような、時間的余裕がない旨を告知した場合、「要らない」「お断りします」などと契約を締結しない旨を明確に告知した場合も、退去すべき意思を表示したことになります。また、言葉ではなく身振り手振りも意思表示に含まれます。

**監禁...事業者が勧誘をしている場所から消費者が退去する旨の意思を表示したにもかかわらず、消費者を退去させないことにより、消費者が困惑して契約に至った場合、消費者はその契約を取り消すことができます。**

この場合、不退去の場合と同様、退去する旨の意思表示には、直接的な「帰らせてくれ」という言葉だけでなく、時間的余裕がない旨を告知した場合や、契約を締結しない旨を明確に告知した場合、帰ろうとする身振り手振りも含まれます。

## 大転換の知の概念

これまでは、「知識を持っていること」それ自体に価値がありました。たとえば、出版年や著者の名、あるいは歴史的な事件の日付などを知っている人は、調べる時間を節約できたわけですから、知らない人に比べて仕事を効率的に進めることができたわけです。しかし、これらの知識がインターネットで簡単に得られるようになれば、「知っていること」それ自体の価値は低下するわけです。

一昔前までの社会で、人並みに仕事をするために要求された基本技能は、「読み・書き・そろばん」でした。これらのうち「そろばん」は要らなくなりました。その一方で新たに、「検索」を使いこなす能力が必要になりました。

「いかに検索サービスを利用して、知りたいことを知るか」が、現代の仕事で必要とされる基本的な技能となりました。そし

て、検索を使いこなせる人とそうでない人との間には、情報力に絶大な差が生じることにつながります。これからの知的作業は、「検索力」によって差が付く時代になったのです。

「専門家に聞いて、教科書で勉強する」というのは、「上位概念から下位概念へ」という方向です。今までは、これが、伝統的な「知の体系」における探索法でした。なぜなら、知識の体系は「上位概念から下位概念へ」という基本方針で組み立てられているからです。それに対して、ウェブサイトを検索して言葉の意味を見出す場合には、知識の体系に関わりなく、直接に目的に到達できます。そしてさらに学びたいと思えば、より広い概念に向かって遡ることができます。簿記がわからなくても、パソコンで決算ができてしまうことと似ています。

「下位概念から上位概念へ」といった知の体系に関して、基本的概念が大転換しつつあることを示しています。

## 売れなくなった日本製品

通話とインターネット、メール対応は当然として、500万画素のデジカメ、動画撮影可能、地上波ワンセグ放送受信、録画も可能、電子マネー対応、GPS対応、パソコンから音楽を転送して聴くこともできる携帯電話。

こうした機能が上位機種では当たり前のように初期設定であらかじめ入っていて非常に便利ですが、これらの機能が本当に必要か否かというよりも、そうしなければ新製品が出せず、競争に負ける宿命をメーカーが持ってしまったという現実が日本ではあります。

国内競争に明け暮れ、国内の横比較で勝ち負けを争ってきた結果ともいえますが、日本の製品が世界、特に拡大しつつあるBRICs市場などで売れなくなり、日本の製造業は危機に瀕しているのが現実のようです。

### アメリカの次の国

アメリカの金融不安は、わが国が苦しんだバブル崩壊後の金融システム破綻の二の舞なので、なぜか国際社会ではほとんど話題になりません。これまでアメリカは世界の優秀な人材を引きつけてきました。が、もし世界の中心人物が、もはやマンハッタンが世界の中心ではないと決めれば、人材を引

きつける力は失われ、アメリカは相対的に力が衰えていきま

す。世界同時不況は、日本経済も飲み込みました。中小企業は受注が大幅に減り、エネルギーコスト、原料コスト上昇の追い討ちもあり、いまバブル崩壊後の不況以上の苦しみに直面しています。世界不況を克服できるアメリカに取って代わる国や地域が現れるのでしょうか。